

# 岐阜県公報

第六百九十七号  
令和八年六月二十六日

(金曜日)

## 目次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)二六九

### 告示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課)二六九  
(同)二七〇

### 公示

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所)二七〇

### 雑報

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(二〇二五年度)の公告

(環境管理課)二七一

## 人事委員会規則

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十六日

岐阜県人事委員会  
委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成二十四年岐阜県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式注第三号中「ミニマ断交スリシメント」を「ミニマ海外断力家」に改める。

附則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

国道一般	道路の種類	路線名	区	間	区域	変更	別後	後	前	備考
二百五十七号								ハ・テ 三・五	ハ・テ 三・五	一四〇番地 同市同町字板取久保三七九三番三 地先まで
								四七四・五	四七四・五	同市同町字板取久保三七九三番三 地先まで
								四七四・五	四七四・五	同市同町字板取久保三七九三番三 地先まで
								四七四・五	四七四・五	同市同町字板取久保三七九三番三 地先まで
								四七四・五	四七四・五	同市同町字板取久保三七九三番三 地先まで

岐阜県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
岐南線					延 長 一 五 ・ 一 八 〇	令和 八 年 六 月 二 十 六 日	平成 三 十 三 年 六 月 二 十 三 日
					延 長 一 五 ・ 一 八 〇	令和 八 年 六 月 二 十 六 日	平成 三 十 三 年 六 月 二 十 三 日
					延 長 一 五 ・ 一 八 〇	令和 八 年 六 月 二 十 六 日	平成 三 十 三 年 六 月 二 十 三 日
					延 長 一 五 ・ 一 八 〇	令和 八 年 六 月 二 十 六 日	平成 三 十 三 年 六 月 二 十 三 日
					延 長 一 五 ・ 一 八 〇	令和 八 年 六 月 二 十 六 日	平成 三 十 三 年 六 月 二 十 三 日

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年六月二十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員	改土地名	年月日	役名	氏名	住 所
	色目川沿岸土地改良区	令和八年六月二十六日	理事	吉田 意司	養老郡養老町飯田一七三番地二
				田中 穰	飯田一五九番地一
				佐藤 辰夫	飯田一五八番地一
				日比 勝	大坪二二八番地
				高野 利和	大坪二二〇番地
				佐竹 茂樹	蛇持七三番地
				佐竹 一夫	蛇持四二番地
				佐竹 常雄	祖父江一一八番地
				久保山 治美	橋爪二八番地一
				黒田 茂喜	宇田一四九番地
				大矢 賢治	室原六五五番地
				横田 清美	室原七三六番地一
				田中 清美	室原六三六番地一
				川地 利夫	室原五七八番地一
				高木 敏幸	室原五三五番地一

就任した役員	就任年月日	役名	氏名	住 所
監事		同	川瀬比智	祖父江 二二四三番地
同		同	吉田美智雄	中 一六三番地一
同		同	高田俊己	室原 一一四九番地
理事		同	西山よし子	養老郡養老町飯田 一七三番地四
同		同	田中充	飯田 一四九番地
同		同	田中繁一	飯田 三二七番地
同		同	他田敏美	大坪 一六二番地
同		同	高野裕幸	大坪 二〇一番地一
同		同	佐竹正幸	蛇持 三六四番地
同		同	佐竹人美	蛇持 一〇番地
同		同	佐竹哲也	祖父江 一一三六番地
同		同	中山孝	橋爪 一一四三番地
同		同	吉田美智雄	中 一六三番地一
同		同	奥村勝則	宇田 二五五番地
同		同	大矢賢治	室原 六五五番地
同		同	横田等	室原 七三六番地一
同		同	田中清美	室原 六三六番地一
同		同	川地利夫	室原 五七八番地一
同		同	高木敏幸	室原 五三五番地一
監事		同	佐竹茂樹	蛇持 七三番地
同		同	安福雅成	祖父江 五一六番地一
同		同	熊谷修身	中 六一〇番地
同		同	高田俊己	室原 一一四九番地

雑 報

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（二〇二五年度）の公告  
 岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和八年六月二十六日

東海旅客鉄道株式会社  
 代表取締役社長 丹 羽 俊 介

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 事業者の名称 東海旅客鉄道株式会社
  - 2 代表者の氏名 代表取締役社長 丹羽 俊介
  - 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目一番四号
- 二 対象事業の名称及び種類
  - 1 名称 中央新幹線 品川・名古屋間
  - 2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
  - 1 縦覧場所
    - 岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所みずなみ未来部企画政策課、恵那市役所建設部リニア都市計画局都市整備課、土岐市役所市長公室政策推進課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場企画部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海旅客鉄道株式会社岐阜西工事事務所
  - 2 縦覧期間 令和八年六月二十七日（土）から令和八年七月二十七日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
  - 3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）
- 四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、東海旅客鉄道株式会社ホームページ (<https://jr-central.co.jp/>)  
においてもご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所 (岐阜)

中津川市桃山町二番八二

TEL 〇五七三 六四 二〇三九

2 受付日時 午前九時から午後五時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

令和八年六月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社